

平成18年度第1回豊田市市街地緑地保全審議会 会議録

【日 時】 平成18年12月19日（火）午後1時30分～3時30分

【場 所】 豊田市役所 南庁舎5階 52会議室

【出席者】（委員） 野田 宏治（国立豊田工業高等専門学校 教授）《委員長》
平松 幸伸（愛知県立猿投農林高等学校 教諭・農場長）《副委員長》
長谷川 伸岳（豊田市自然愛護協会 副会長）
柴田 文志（あいち豊田農業協同組合 本部長）
林 富造（豊田森林組合 常務理事）
中根 甫（豊田市区長会 書記）
岩瀬 正博（愛知県豊田加茂農林水産事務所林務課 課長）
露川 光浩（（財）愛知公園協会 森林公園事業部
緑化センター管理事務所 所長）
加藤 雪子（市民公募）
小山 淑江（市民公募）

（計10名）

（事務局） 杉本 欽美（建設部長）
三宅 寛（建設部専門監）
近藤 直人（公園課長）
小出 正幸（公園課副主幹）
森 幸男（公園課係長）
松井慶輔（公園課主査）
中根紘子（公園課主事）

【次 第】 1 あいさつ
2 委嘱状伝達式
3 審議会の公開について
4 委員長、副委員長の選任について
5 議事
（1）緑地の保全制度について
（2）指定緑地の調査状況について
6 その他

【議事録】

1 あいさつ

建設部長： 本日は、年末のお忙しい中、緑地保全審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。豊田市では、昭和 50 年代後半から盛んに宅地開発が行われ、市街化区域内から緑が失われていきました。このため、市街地の緑を保全することを目的に平成元年 3 月に「豊田市市街地における緑の保全条例」をつくりました。この条例は、市街地における緑地の保全を図り、市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持することを目的としています。その中で、豊田市市街地緑地保全審議会という機関の設置と、その役割として、必要に応じ調査、審議を行い、意見をお聞きするということが定められています。それから 10 年以上経過しており、バブルという時代も終わって久しく、市街地における緑地の重要性についても変化が生じています。このようなことから、現在、条例で指定された緑地について、現地調査も踏まえ、新しい視点での調査をすすめています。税の免除、緑地の買い取りといったことは市民全体にかかわることでもありますので、平成 6 年の答申を含め、皆様から貴重なご意見をお聞きし、本当に必要な緑地とは何か？どんな緑地を残していったら良いか？という事を委員の皆様と審議していただきたいと思っております。事前に説明を受けたと思っておりますが、皆様の任期は 2 年です。本来、2 年ごとに任命を行い、審議会組織を継続させなければならないのですが、平成 6 年 3 月の答申により従来は審議会に諮っていた案件でも、諮る必要がなくなったこともあり、平成 9 年の審議会を最後に、今日まで開催されませんでした。そのような経過の中、本日は、第 1 回目ということであり、初めてという方ばかりですので、緑地についての勉強会ということになるかと思っております。今後に関わる、意義のある審議会にしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

2 委嘱状伝達式

建設部長より委嘱状の伝達

3 審議会の公開について

事務局： 今回の会議には 10 名の委員全員のご出席いただいておりますので、規則第 13 条第 5 項の規定により成立している旨をお伝えします。なお、この会議の内容は発言者不特定でインターネットに公開しますの

で申し添えます。それでは次に委員長・副委員長の選任に移りたいと思います。

4 委員長・副委員長の選任について

事務局： 規則第13条第3項の規定により、委員長・副委員長の選任は委員の互選によるとされています。委員のみなさまからのご意見をお願いしたいと思います。

委員： 委員長には学識経験者の野田様が、副委員長には同じく学識経験者の平松様が適任だと思います。

事務局： ありがとうございます。ただいま委員長には野田様、副委員長には平松様とのご意見がありましたが、他のご意見はございませんか。他にご意見はないようですので、確認をさせていただきます。委員長は野田様、副委員長は平松様に賛成の方は拍手をお願いいたします。

(全員拍手)

それでは、野田様と平松様は、それぞれ委員長席・副委員長席に移動をお願いいたします。

5 議事

事務局： それでは、さっそく議事へと移ります。ここからは野田委員長に進行をおまかせしたいと思います。

委員長： それでは、議事の一番目にあります緑地保全制度について、事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料に基づき「緑地の保全制度について」「指定緑地の調査状況について」を説明)

委員長： ただいまの件につきまして、ご意見ご質問がある方はお願いします。

委員： 評価項目については、これで良いと思います。しかし、私が一番心配しているのは、区画整理事業が終了した地域など、木が少なくまた植える場所も限られた地域における緑地の確保です。

例えば、東京は木がある場所とない場所で温度が3℃違うそうです。豊田市の温度はどうか分かりませんが、いずれにしても将来的に考えると環境はどんどん悪くなっていくと思います。木を植えようと思っても今さら遅いということもあります。このため、温度分布を調べ、異常に上がってきている地域では、屋上緑化などの対策も考えてはど

うでしょうか。

事務局： いまのご意見については、評価項目の地域性の中で「緑の基本計画での位置づけ」と「存在価値（類似施設）」でカバーできるのではないかと思います。それから、区画整理については、事務局の説明中に開発区域の3%を緑地にするという話があったのですが、実質それ以上の緑地があった方が良いというのは、私も当時区画整理を担当して感じました。要するに、こういうものに対しては組合施行の場合、増えた分について補助金を出しましょうという施策をとることも考えられます。少し分かりにくかった点は、いま議会でも取り上げられていますが、条例による制度であるということ。市街地における緑地を残しましょうということで、保護の立場に立って非常にたくさんの面積について税が減免されています。しかし、地主がほかに売ってしまった場合でも止める術がありません。

豊田市は現在住宅不足で、30代40代の働き盛りの人が住宅を求めて市外へ出て行ってしまふ。これに対して9月議会で、この条例を悪用しているという話も聞かれました。現在、評価4・5の高い緑地のみ買い取るよう答申をいただいているが、実質的にはほとんど買えない状態です。生産緑地法もよっぽどのがない限り買わないような話があります。この辺をもっと分かりやすく、保全の範囲や買い取る緑地はどこか、というのをみなさんからご意見をいただいた中で考えていくというのが、今回審議をお願いしたい内容でございます。いま委員が言われたように、無くなったものを回復させるのは大変難しいと思います。この条例について地方新聞に掲載されましたが、保全緑地の解除の問題などをもう少し明快にしていきたいと思っています。

委員長： 今のご発言、やはり自然の力を使って町を冷やすという、電力を使った強制のものではなくて、涼しい所がある、クールスポットが連続で計画された、点がつながって線になって面になって町全体が涼しくなるという視点からの将来的な計画が必要ではないかと。特に先ほどの説明の中で、市街化の空白部分に必要なならば緑地を創生することも含めた策定が必要かと思います。

事務局： お配りした緑の基本計画では、（現在見直し作業を進めており今後改正される予定ですが、）緑の内環・緑の外環という二つの環と、緑の文化環境軸というのがあります。現在最も効果的なのは、緑の文化環境軸で、毘森公園から自然観察の森まで街路樹など連続した緑で繋いでいます。また、安永川、五六川などを水と緑のネットワークとして検討しています。これらは、あくまで線的なものですから、所々にス

ポットの的に点として残したい緑地があります。それをこの条例で保全しています。また、生産緑地については、都市計画公園等の不足しているところで解除希望があった場合に、都市計画決定した後に公園用地として購入することとしています。

委員長： その他、ご意見、ご質問はありませんか。

では、私からもう一点。この資料の中で、評価項目案として自然性から地域性までありますが、最終的には、ある緑地について、それぞれ項目の点数を入れることにより何点になったので買い取る価値があるとか、どういうレベルなのかといったもの作りたいのでしょうか。

事務局： そうです。この条例は、現在残っている緑地を保全することを目的にしており、新たに作り出すことまでは考えていません。この、残っている緑地を保全する方法として、買い取るか若しくは税を免除することで土地所有者に5年間緑地として保全してもらうかの2つの方法があります。指定された緑地について、重要性の高いもの、そこに緑地があることで大変効果が高いものは買収していく。しかし、緑地として潤いはあるが、そこまでの重要性はないところについては、税の免除により緑地として残すようお願いしていく。このような緑地は土地所有者が手放したいと希望されれば、解除も止むを得ないと考えています。つまり、買って残す緑地と、税の免除で残す緑地の2つに分類したいと考えています。

委員長： この委員会では、そのための各指標の重みづけを考えているのですか。

事務局： そうです。この緑地は何ポイントになりますので、買ってでも残す緑地です、というようなわかりやすい指標を作りたいと思います。

委員長： その他に意見はございませんか。

委員： 温暖化などということもあり緑地が大切なのはわかります。また、市街地に緑地が少ないのも事実です。しかし、個人が持っている緑地について、手入れがされていない場所が多いと思います。今、犯罪など危険なことが多いことから、樹木が鬱蒼としている場所へは散歩に行くのが怖いです。この緑を残したい思いとは逆に、安全面から見通しが良くなるよう木を切ってほしいといった現実的な要望と、ギャップがあります。この計画によって緑地を残した場合、後の手入れなど管理面まで対応できるのでしょうか。当然、管理費もかかりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局： 現在、豊田市では、住民との“共働”によるまちづくりをすすめており、地域が一番使いやすい緑地、使って喜ばれる緑地が大切であると

考えています。議会でもある先生から、万灯山の木を全部切ったほうがよいと意見があったように、緑への思いは人それぞれ違います。このため、市が一律にやるという時代でなく、緑地を里山のようにするのか、遊び場のようにするのか、管理はどうするのかなど地域に住む方々と共働で進めていきたい。例えば、ボランティアなどに日常管理をしてもらい、市が一部補助するという方法が考えられます。

委員： 自然を保護するには、手を入れないと返って荒れてしまいます。里山の場合は、手を入れるから立派な林になっています。私たちが保護している湿地などは、いつも手を入れ大事な植物が絶えないように保護しています。今回、保全対象の緑地が非常にたくさんあり、話が総論的になりがちです。具体的に現地を見て話し合いをしてはどうでしょうか。

委員長： ありがとうございます。その他に意見はございませんか。

事務局： ただいまの現地についてですが、今回は1回目ということもあって、制度の概要など説明させていただきますが、次回は現在の評価基準で見た高いランクの緑地、そうでない緑地について現地をご確認いただき、考え方を整理したいと思います。

委員長： その他に意見はございませんか。

委員： 緑地を買った場合、管理をしなければ木は茂り犯罪の温床になってしまいます。私の地元の堤防も、木が茂り見通しが悪くなっています。泥棒は、ここに隠れて留守になったら忍び込んでくる。車の盗難も多く、辺りを調べると見通しの悪いところがある。そのようなこともあり、管理が一番大変だが買う以上必要だと思います。

委員長： そのあたりについては、この審議会の役割が買収ルールづくりで終わっていますが、買収の後の適切な維持管理についても考えないと、買収したときの審査だけで、その後の緑地が管理されていないともったいないと思います。また、免除したから地主に管理しなさいと言っても、それ以上に掛かることにもなるので、地域の住民ができることは何か、市から援助できる範囲はどこまでかを含め、地域の方や市民へ説明していただき、この条例を運用していく必要があると思います。

委員： もし私がその地域の住民として緑地の管理をすることになったら、最初は一生懸命やるとは思いますが、長続きしないと思います。大きな力強いバックアップがないと長続きしないような気がします。

事務局： 緑地の管理については、今回の審議会から若干外れるかもしれませんが

がご意見として伺い、公園愛護会などの制度も含め考える必要があると思います。しかし、逆にそのようなものはいないといわれる地域。つまり山は欲しいけど、管理するのはいやだというところも出てくると思いますので、その辺りの運用については気をつけていきたいと思えます。

委員： 評価項目の中に地域による維持管理が将来的にどの程度までされるか、という事を勘案するべきではないでしょうか。地域で維持管理できるという評価があれば、それは緑地として指定してもいいだろうし、どうしても大切な緑地だけれども地域としてはあまり公共性が感じられないとかボランティアが募れない場合には、市で管理することになるだろうし、いずれにしても、地元のバックアップ体制について評価項目のどこかに入れるべきではないでしょうか。

事務局： ただいまのご意見と先ほどの意見は、要するに担保があればウェートを上げて良いという意見と、最初はできるけど市のバックアップがなければできないという意見。非常に微妙な線だと思います。私どもでも申請はないけれど解除的な行為をしていて、地元から市に買収してほしいと署名活動があるようなことも聞いてます。市が買えば地元が管理しても良いということですが、私は、やはり評価は1つであるべきと考えます。最後の当落の判断に迷ったときに、管理についても考える方が良くと思います。そうしないと客観的な判断が難しいのではないのでしょうか。また、そうでなければ、その都度判断することになってしまいます。現実問題として指定緑地になっているところでも、そこまで地元できちんと管理しているところもない状況です。また、これまでの緑地の考え方として、地域の使い勝手というより地域の緑の一端を担っているものとして取り扱ってきたところもあり、その評価を変えようと思うと、管理ができるかできないか地域に確認する必要が生じます。そうすると、おそらく市が管理するなら買えばよいのではないかと、ということになると思います。そのためにも、初めにきちんとした評価をつくり大切な緑地はどこなのか、地域の支援が得られなくても、市が管理してでも買うところはどこなのか、というものを決めておきたいと考えています。

委員長： 将来的には、団塊の世代といわれる方々に時間が十分あってリーダーシップを発揮するようになれば、一つの方向性として出てくるのではないかと、地域の環境を担っていただく方になるシステムづくりも今後の課題ではあるのではないかと気がします。

事務局： 評価のストレスのような場合に、今のように地元の受け皿があるよう

な場合は、そこを考慮して欲しいということはあるかもしれません。

委員 長： 地域住民の団結によってその重みが非常に重くて、ぜひということで3年、5年と経過を見ながら最終的に判断するということはあるのではないかと思います。一律にこの時点で決めるのではなく、経過を見た中で、地域がシステム作り組織作りをした段階で、最終的な判断することもできるのではないのでしょうか。その他いかがでしょうか。評価項目の中で「視認性」がありますが、これはどのような意味ですか。

事務 局： いろいろな見方がありますが、森ですので景観としての緑を楽しむということを念頭に設定した項目です。緑地の前に大きなビルがあって遠くから緑地が見えない場合より、大きな障害物もなく遠くからでも眺められる場合の方が評価は高いと考えています。

委員 長： 全体像がはっきり確認できるかということですか。

事務 局： そうです。森を見るとき障害物がないかということですか。森からの見晴らしという意味ではありません。

委員 長： あと2点質問をさせてください。まず1点目は、緑地面積のところで一筆の土地が何㎡以上かを言っているのか、地域の中で総合的に何㎡確保できれば良いという考え方をするのか、どういう考え方をするのか。

事務 局： 一団の山として捉えます。

委員 長： それは道があっても関係なくひとつのまとまりで考えるのですか。

事務 局： 大きな道は別ですが、小さな道ならばひとつのまとまりとして捉えます。

委員 長： わかりました。次にもう1点「調和性」について、何との調和をいうのですか。記載のある農地と水辺以外には、具体的にどういう種類のものをお考えですか。

事務 局： 農地と水辺が主なものですが、自然的要素が強いことが基本です。市街地なので、自然的要素が少ないのは確かですが、最初に言いましたように枝下緑道のようにみなさんが使う公共施設の横でもいいのではないかと思います。そうすれば両方が相乗効果で良くなると思います。

委員 長： 調和性はいろいろな見方ができると思いますが。

委員： 豊田市の中心部は将来ビルがたくさん建つかもれないので、ビルとの調和性というのも良いと思います。

委員 長： そうですね。新しい時代のビルと過去からの緑のコントラストという

のも調和性に入るのでしょね。その他にはいかがでしょうか。

副委員長 評価の捉え方について、いろいろなご意見を伺ううちに「基準」についてよくわからなくなりました。例えば景観のことについても、農地や水田から見てという話は基準という部分から離れていくような気がしました。また、管理の仕方について、地域の方の捉え方をどう判断するかというところも非常に難しいのだらうと想像します。

委員長： その他にご意見はいかがですか。

委員： 市街化区域の保安林には、開発されずそのまま森林として残った残地森林というものがあります。周囲の住民の方からは、手入れが全然されず、ごみの捨て場になったり、自動車の無断駐車をしたりといった苦情もあり、管理することは大変だと思います。

委員： 里山で生活している住民は、緑がいっぱいありすぎてもてあましている状況です。これまで緑の中で生活してきましたが、今後、市街地の中の緑地について、どういうものが人間に安らぎを与えたり安心感を与えたりするのか考えていきたいと思います。先日、児ノ口公園に行ったが、大変気持ちがいいと感じました。次回以降、審議会の中で私なりの考えを伝えていきたいと思います。

委員長： ありがとうございます。基準を決めるのは我々人間が、それぞれの価値判断に基づき、どこに持っていくかということになりますので、皆様からいろいろな立場でのご意見を出していただいて、有意義な審議がなされればよろしいのではないかと思います。何かご意見ございますか。意見も出尽くしたようですので、進行を事務局の方へお返しします。

6 その他

事務局： ありがとうございます。それでは、6番「その他」につきまして、今後の予定等をご説明させていただきます。

事務局： 先ほど、現在調査を行っていると説明しましたが、その結果が2月末ごろ原案としてできる予定です。これについて、次回の審議会で説明させていただきます、また現地確認を行い、皆様からご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。予定として、2月末から3月上旬に審議会を開催したいと思います。それでは、これをもちまして、平成18年度第1回豊田市市街地緑地保全審議会を終了します。